

役員選出に関する覚書

2024年5月

①子ども会役員等のPTA役員の免除について

- ・子ども会役員の方が、PTA役員を免除になることはありません。
- ・但し、その年の各支部子ども会会長及び子ども会連合会長は、本人の希望により、PTA各部長（地域支部長含む）を免除することができます。

②過去、役員をしている方の役員免除について

- ・本部役員を2年経験された方は、本人の希望により該当児童に関して本部役員並びに委員（クラス役員・地域役員）を免除することができます。また、3年以上経験された方はすべての兄弟姉妹に関して本部役員並びに委員（クラス役員・地域役員）を免除することができます。
- ・過去、兄弟姉妹関係でPTA各部長（地域支部長含む）を経験された方は、本人の希望により各部長を免除することができます。ただし、本部役員選出に関しては免除されません。本部役員選出（くじ引き）の対象になります。
- ・児童一人につき一回の役員をお願いしていますが、二回目以降の役員をされる方は、本人の希望により、各部長を免除することができます。

③役員選出における、病気等事情の考慮について

- ・病気、妊娠、家族の介護等で役員会等に出席することがむずかしい場合は、本人の希望により各部長、クラス代表を免除することができます。
- ・判断はクラス担任など事情を知っている方に確認をした上で行います。
（各担当役員に詳細を伝えることはありません）

④複数の子どもがいる場合

- ・これまでに役員を経験した方、下の子で役員をしたい方いずれの場合でも、上の子の役員選考を優先します（クラスによっては役員を経験された方が大半の場合がある為、二度目以降の役員をお願いする場合があります）。双子・三つ子の場合も同様です。

⑤役員選考方法について

- ・役員選考方法は運営委員会にて決定します。